

夏交通安全の防止県民運動



期間 令和8年7月15日(水)~7月24日(金)



【令和7年度茨城県交通安全ポスターコンクール応募作品】

小美玉市立玉里学園義務教育学校
小松拓真(こまつたくま)さん(当時6年)の作品

石岡市・小美玉市・石岡警察署・石岡地区交通安全協会

(このチラシは交通安全協会会員の皆様からいただいた会費で作成しています)

歩行者(特に子供と高齢者)の保護

運転者の方は…

- 横断歩道に接近する際は、**早めの減速と安全確認**を徹底しましょう。
 - 横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいる場合は、**車両を停止して歩行者に道を譲りましょう。**
- ※令和8年9月1日から生活道路の法定速度が30km/hに引き下げられます。

歩行者の方は…

- 道路を横断する時は、必ず**右左の安全を確認**し手をあげて横断しましょう。
- 夜間外出する時には、**反射材や明るい服**を着用しましょう。



妨害運転や飲酒運転等の 悪質・危険な運転の根絶

- 車を運転する際は、周りの車に対する「**思いやり・ゆすり合い**」の気持ちを持って、**安全な速度・方法での運転**を心がけましょう。
- 十分な車間距離を保つ**とともに、不必要な急ブレーキや無理な進路変更等は絶対にやめましょう。
- 飲酒運転は犯罪です。「**飲酒運転を絶対にしない、させない**」という意志で飲酒運転を根絶しましょう。



危険！妨害運転 STOP！飲酒運転

自転車・特定小型原動機付自転車の 交通ルールの理解・遵守の徹底

ヘルメットの着用を徹底しよう

- 自転車や特定小型原動機付自転車を利用する際は、**頭部を守るためヘルメットの着用が重要**です。**ヘルメットの正しい着用**は、事故の際に被害を大きく減らす効果があります。

自転車や特定小型原動機付自転車の安全利用、交通ルールを理解しよう

- 16歳以上**の自転車運転者による一定の交通違反に対して、**交通反則通告制度**(いわゆる「青切符」)が適用されています。



7月17・24日(金)は

飲酒運転根絶のための

県下一斉広報日

自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

